

墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を
定める条例（案）概要

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）が公布され、介護保険法の一部改正に伴い、これまで国が全国一律の取扱いとして定めていた地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準を、各地方自治体が地域の実情に応じて条例で定めることとなった。

2 条例制定の対象となる基準

- (1) 地域包括支援センターの職員の員数及び人員に関する基準・・・従うべき基準
- (2) 地域包括支援センターの運営等に関する基準・・・参酌すべき基準

3 基準の分類

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、厚生労働省令で定める基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(2) 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、厚生労働省令と異なる内容を定めることが許容されるもの

4 条例（案）の内容

墨田区において、各基準は、厚生労働省令のとおりとする。

（理由）

高齢者支援総合センター（地域包括支援センター）職員の人員に関しては、平成18年度当初から保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種について1人以上配置するとともに、担当地区の高齢者人口に応じた職員数の配置をしており、国の基準に適合している。

高齢者支援総合センターの運営に関しては、墨田区地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正なかつ中立な運営を確保している。

5 施行期日

平成27年4月1日